

犯罪被害者等の人権 ～企業が理解し、配慮すべきことについて～

参加費無料

犯罪に遭われた方やその家族は、犯罪そのものの被害はもとより、精神的ショックによる心身の不調や医療費・弁護士費用等の経済的負担など、実に様々な問題を抱えています。このため、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むためには、社会全体のサポートが不可欠であり、企業においても、従業員やその家族が犯罪の被害に遭った場合の支援として、例えば、休暇の取得に配慮するなど、犯罪被害者等の置かれている状況を理解した対応が求められています。

そこで、今回は、犯罪被害者遺族としての体験を基に啓発活動されている有識者と、京都市の犯罪被害者総合相談窓口である公益社団法人の事務局長を講師にお迎えし、犯罪被害者等の置かれた現状と、企業として理解し、配慮すべきことについてお話しいたします。

講演1 ^{いわき} 岩城 ^{よりこ} 順子

（犯罪被害者遺族、京都府犯罪被害者支援コーディネーター、社会福祉士）

平成8年3月発生の傷害事件により当時大学生だった長男を亡くしたことを契機に、立命館大学産業社会学部に入學し、社会福祉を専攻。さらに同大学大学院へ進学、犯罪被害者の支援に関する研究を行い、現在は、京都府犯罪被害者支援コーディネーターとして、精力的に活動している。



講演2 ^{ふなこし} 富名腰 ^{ゆみこ} 由美子（公益社団法人京都犯罪被害者支援センター事務局長）

平成24年4月から事務局長を務める同センターは、京都府公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている公益社団法人であり、犯罪被害等に遭われた方々やその御家族、御遺族の悩みの解決及び心のケア等の支援活動を行っている。

日時 平成28年8月25日（木）14:00～16:00

会場 京都私学会館 大会議室（地下1階）（下京区室町通高辻上る山王町561番地）

対象者 京都市内に事業所を持つ企業等の経営者層、総務・人事責任者、人権研修推進者等

< 交通アクセス >

- ・地下鉄「四条駅」下車 出口6番から徒歩約4分
（エレベーター設置出口4番から徒歩約5分 約320m）
- ・阪急「烏丸駅」下車 出口26番から徒歩約5分
（エレベーター設置出口23番から徒歩約7分 約470m）
- ・市バス「烏丸松原」下車 徒歩約4分

駐車場はございませんので、御来場は公共交通機関を御利用ください。



【申込期間 平成28年4月18日（月）～8月24日（水） 先着100名】

裏面の申込書*に必要事項を記入してFAX（075-366-0139）でお送りいただくか、電子メール（jinken@city.kyoto.lg.jp）に必要事項を記載して、送信してください。

（*ホームページからダウンロード可）

< お問合せ >

京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課（企業啓発担当）

電話（075）366-0322（平日の午前8時45分～午後5時30分）

*京都市ホームページ（[京都市 企業向け人権啓発講座](#) 検索）を御覧ください。